

今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！
日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース
第28号（2011年8月2日）
《公開シンポジウム特集号》

日韓会談文書 公開運動の意 義を再照明

目次

シンポ・裁判概要・裁判案内	1
シンポジウムプログラム	2
発言者プロフィール	3
報告要旨	4 - 10
会計報告	11
編集後記	12

6月26日、東京の港区立勤労福祉会館で、求める会主催による日韓条約締結46周年公開シンポジウム「日韓会談文書全面公開のインパクト～何が分かり何が変るのか」を開催しました。

当日は、約40名の参加で、午前午後の長時間にわたるシンポジウムにも関わらず、「民族教育問題」「財産請求権問題」「文化財問題」「在日朝鮮人法的地位問題」「外交文書公開から見た日韓会談文書公開」等、各重要テーマに沿った、若手研究者による意欲的な研究報告に緊張感溢れるシンポジウムとなりました。

膨大な文書の分析はまだ緒に付いたばかりですが、「6万ページから何が分り何が変るのか」という課題に正面から切り込むという当初の目的は達成されたと思います。今後とも裁判等を通じた非開示文書の開示を求める運動と開示された文書の解明を車の両輪として進めていきたいと思ひます。

また、今回のシンポジウムには全国から多数の賛同をいただき、おかげさまで赤字を出さずに終ることができました。紙面を借りてお礼を申し上げます。

6月14日に第3次訴訟第13回口頭弁論が行われましたが、年内にさらに11月29日（火）午前10時半から、もう1回弁論期日が設定されました。裁判は大詰めに差し掛かっています。ご支援をよろしくお願ひいたします。

訴訟活動及び膨大な開示文書のデータベースの維持は皆様のご支援に支えられています。会員更新・支援カンパへのご協力をお願いします！

（年会費） 一般会員 3000円 学生・年金生活者 1000円

郵便振替口座 00820-7-102287

加入者名：日韓会談文書・全面公開を求める会

今後のスケジュール

第3次訴訟第14回口頭弁論 9月6日（火） 午前10時半～ 東京地裁527号

第3次訴訟第15回口頭弁論 11月29日（火） 午前10時半～ 東京地裁522号

9月6日は法廷が変わります。ご注意ください。

日韓条約締結46周年公開シンポジウム

日韓会談文書全面公開のインパクト

～ 6万ページから何が分かり何が変るのか～

2011年6月26日(日) 午前10時～午後5時

港区立勤労福祉会館第1洋室

プログラム

午前の部 全体集会

基調講演「日韓条約体制下の民族教育-外国人学校制度案を中心に-」

講師：藤永壯氏

日韓会談文書開示請求訴訟の現状と展望

張界満弁護士

午後の部 テーマ別報告と討議

報告 「日韓会談における財産請求権問題」

報告者：吉澤文寿氏

報告 「日韓会談と韓国文化財の返還問題」

報告者：長澤裕子氏

報告 「在日朝鮮人の法的地位 第一次日韓会談における国籍・在留権交渉」

報告者：鄭栄桓氏

報告 「外交文書公開の歴史的経緯と日韓会談文書公開の意義」

報告者：瀬畑源氏

報告者のプロフィール

藤永壯（ふじなが たけし）氏

大阪産業大学教授。専門は朝鮮近現代史。主著に、『日本の植民地支配』（共編著）、『岩波講座アジア・太平洋戦争4 帝国の戦争経験』『戦争・暴力と女性3 植民地と戦争責任』『歴史教科書の可能性』（以上、共著）

吉澤文寿（よしざわ ふみとし）氏

1969年、群馬県生まれ。一橋大学大学院社会科学研究所博士後期課程修了。現在、新潟国際情報大学教授。主要業績は、『戦後日韓関係 国交正常化交渉をめぐって』クレイン、2005年。「日本の戦争責任論における植民地責任 朝鮮を事例として」（永原陽子編『植民地責任論 脱植民地化の比較史』青木書店、2009年）

長澤裕子（ながさわ ゆうこ）氏

現在、学習院大学東洋文化研究所客員研究員。高麗大学校大学院政治外交学科終了（政治学博士）。Harvard-Yenching Institute、韓国学中央研究院にて客員研究員。論文に、「ポツダム宣言と朝鮮の主権」、「日韓会談と韓国文化財の返還問題再考：請求権問題からの分離と「文化財協定」」（近刊）など。

鄭栄桓（チョン ヨンファン）氏

1980年生まれ。明治学院大学教養教育センター専任講師。専門は在日朝鮮人史、朝鮮近現代史。特に解放後の在日朝鮮人運動史。共著『「戦後革新勢力」の奔流 占領後期政治・社会運動史論 1948-1950』（大月書店、2011年）など。論文「敗戦後日本における朝鮮人団体規制と朝連・民青解散問題 勅令第百一号・団体等規正令を中心に」『朝鮮史研究会論文集』47号、2009年、「日本敗戦直後における「警察権確立」と在日朝鮮人団体」『歴史学研究』860号、2009年など。

瀬畑源（せばた はじめ）氏

一橋大学大学院社会学研究科特任講師。日本現代史（象徴天皇制研究）論文業績：「昭和天皇「戦後巡幸」の再検討 一九四五年十一月「終戦奉告行幸」を中心として」、「『日本史研究』2010年5月、「情報公開法と歴史研究 公文書管理問題を中心として」『歴史学研究』2008年4月など。ブログ「源清流清」<http://h-sebata.blog.so-net.ne.jp/>にて公文書管理問題などについて情報発信中。

太田修（おおた おさむ）氏（シンポの司会・コーディネーター）

同志社大学グローバル・スタディーズ研究科教員。専門は、朝鮮近現代史。主著に、『日韓交渉 - 請求権問題の研究』（クレイン、2003年）、『朝鮮近現代史を歩く』（思文閣出版、2009年）、共著に田中俊明編『朝鮮の歴史』（昭和堂、2008年）など。

日韓条約体制下の民族教育 外国人学校制度案を中心に

藤永 壯

戦後、日本政府の民族教育に対する政策は、これを教育問題としてとらえるのではなく、治安問題として対応する姿勢で一貫していたと言える。すなわちそれは民族学校を「反日教育」「共産主義教育」を実施する「対日工作機関」として警戒、弾圧しようとするものであった。1949年に在日朝鮮人の大衆運動団体であった在日朝鮮人聯盟が強制解散させられると、その傘下にあった朝鮮人学校も閉鎖・接収、あるいは改組を余儀なくされた。しかし民族学校は、在日朝鮮人の粘り強い努力と、朝鮮民主主義人民共和国からの財政支援によって維持、再建され、地方自治体が民族学校を各種学校として認可する動きも徐々に広がっていた。



日韓交渉の最終段階で在日朝鮮人の法的地位が議論されたことは、日本政府に民族教育抑圧の口実を提供することになった。外国人学校(各種学校)を卒業した韓国籍者が日本の上級学校に進学できるよう、韓国側が要望したことが、在日外国人の教育問題を見直す契機になったというのである。また日韓条約締結後は、韓国との友好を進めるために共和国系の民族学校を取り締まるという名目も掲げられた。日本政府が公開した日韓会談関係文書「朝鮮人教育の概要」(文書番号565)からは、自民党文教調査会外人教育小委員会での議論の内容を、一部ではあるが知ることができる。そこでは「朝鮮人教育正常化対策を立法論的立場から検討する必要がある」として「外国人教育特別立法」について検討されていた。

こうして日韓条約が批准された1965年の末ごろより、文部省と自民党文教族は外国人学校制度の創設に邁進することになる。その主な内容は、外国人学校の認可は文部大臣が行うこととし、あわせて文部大臣には外国人学校に対する是正命令、閉鎖命令、立入検査などのほか、外国人学校以外の施設が外国人教育を実施すれば、これを中止させる権限を与えるというものであった。当初、政府・自民党はこの制度を学校教育法の改正によって実施しようとしたが、広範な反対運動の展開により実現には至らず、1968年の初めには外国人学校制度を独立させた外国人学校法の成立を目指す方針へ軌道修正した。一方、このような情勢と並行して、美濃部亮吉東京都知事は1967年7月より朝鮮大学校の各種学校認可に向けて動きはじめていた。結局1968年4月、美濃部知事は朝鮮大学校を各種学校として認可し、国会に上程されていた外国人学校法案も翌5月に審議未了で廃案となった。その後文部省と自民党は何度か外国人学校法の成立を目指したが、最終的には断念せざるを得なかった。

外国人学校制度反対運動と朝鮮大学校の各種学校認可を求める運動は、日韓条約反対運動をはるかに超える高まりを見せたと評価されている。確かに、きわめて幅広い分野、階層の人びとがこれらの運動に参加していたことは、当時の新聞記事などからも容易に確認できる。そして今回、日本政府公開文書の中から外国人学校制度立案に向けての自民党内部の議論を確認できたことは収穫であった。しかし外国人学校制度案を生み出した民族学校への偏見は今日息を吹き返し、差別的政策が公然とまかり通っている。このような歪んだ認識を批判、克服する作業の前提として、民族教育の歴史に対する理解は不可欠であることを、ここで改めて確認しておきたい。

裁判報告（要旨）

日韓会談文書公開訴訟の現状と展望

弁護士 張界満



太平洋戦争後60年以上が経ち、戦争被害者の被害回復を求めて、日本国内では様々な戦後補償裁判が提訴されたが、日本の裁判所は「時効」や「日韓請求権協定で解決済み」を根拠にして、それらの請求をはねつけてきた。日韓請求権協定2条について、日本の裁判所は、個人の請求権をも完全に放棄する規定であると解釈しており、同条の存在を盾にして、戦争責任を回避しつつしてきた。

戦後補償裁判で争われていたことの本質は、日韓請求権協定における請求権放棄規定

の解釈に関する紛争であったともいえる。

しかし、日韓請求権協定の締結によって、韓国人被害者全ての戦争被害が補償され、解決されたといえるのか？ 現在も苦しんでおられる被害者たちがいらっしやることをみれば、全面的な補償・解決といった事実が存在しないことは明らか。

とすれば、日本の裁判所の解釈が正しいのか間違っていたのか、韓日会談でどのような議論がなされていたかを検討する必要がある。

その意味で、日韓会談文書公開訴訟は、情報公開請求訴訟であるとともに、戦後補償裁判でもある。

韓国及び日本の双方から開示された外交文書等を精査し、それをもとに、日本政府や日本国民だけでなく韓国政府にも反省を促し、韓日両国の市民団体や法曹が一体となって、日本はもちろんのこと韓国においても戦争被害者に対する政策・立法がなされる契機となることを目的とする。

情報公開請求を通じて、6万ページに及ぶ外交文書が開示された。約25%の不開示部分があるとされるが、それでも、膨大な数の歴史的資料が開示された。戦後補償を含めた請求権問題はもちろん、文化財問題や、在日韓国人の法的地位問題などについて、戦後の歴史の中でうやむやにされてきたであろう問題が、これからの研究によって、明らかにされてくることを期待する。

第2次訴訟においては、上告受理申立も不受理に終わり、全面的に敗訴する結果となった。このままでは、第3次訴訟も非常に厳しい状況にあると言わざるを得ない。

裁判所による国の主張に対する盲従という姿勢を正すことは相当に困難である。特に、外交問題が絡むと裁判所は自主的な判断を回避する傾向にある。

裁判官の苦悩もある。開示請求の対象が、外交文書という高度に専門的な判断を要求される文書であると同時に、実際に、どのような情報が不開示となっているのかさえも分からない手探りな状態である以上、保守的な判断にならざるを得ない。

情報公開法の改正が待ち望まれるところであるが、改正法にはインカメラ審理手続（裁判官が不開示情報を検分することができる制度）が導入される予定であり、改正法案が国会を通過すれば、将来的なインカメラ審理手続の導入を踏まえて、第3次訴訟においても、（様々な制約はあるものの）検証等の既存の手続きを利用してインカメラ審理手続と同様の審理を行うことは可能である。

既に韓国で開示されている不開示情報が多数あることは判明しているため、インカメラ審理手続が実現すれば、それらの不開示情報については勝訴する可能性があるのではないかと。

当初、裁判のための裁判ではないかという批判があった。第3次訴訟における膨大な量の文書について何年も審理を続けることを考えると、出口の見えない暗闇に突入したようで、裁判のための裁判ではないかという批判がよみがえる。

2次訴訟の結果は残念なものであったが、3次訴訟も同じ結果になるとは限らない。また、3次訴訟で国が提出した準備書面の内容から、更に、不開示部分が推測できるものも多数あった。訴訟を続けることで、全面開示に向けて一歩ずつではあるが確実に近づいている。

最終的な目標は全面開示である。現実的には、司法の判断による全面開示を勝ち取るのは難しいであろうし、そもそも、日韓会談外交文書という歴史的な性格からすれば、司法によるものではなく、民意つまり政治的判断による最終解決が望ましい。

昨年、大韓弁護士協会と日弁連で共同の委員会を発足し、戦後処理問題の解決に向けた共同宣言を行った。「日韓基本条約等の締結過程に関する関係文書を完全に公開して認識を共有し、実現可能な解決案の策定をめざすべきであり、韓国政府と同様に、日本政府も自発的に関係文書を全面的に公開すべきことが重要であるという認識に達した。」と宣言されており、日弁連でも政治的な解決についても模索しているところである。

日本開示文書にみる財産請求権問題

吉澤文寿

外務省が不開示部分を示した 548 文書のうち、日朝交渉または日韓関係を理由にしているものは 296 文書である。そのうちの 73 文書（全面不開示 7 文書、一部不開示 66 文書）が請求権関連である。請求権関連の不開示理由のほとんどが日朝交渉である。そして、その不開示部分の多くは日本政府内部における方案ないし試算である。日朝平壤宣言以後も、日本政府は請求権の相互放棄と日本からの経済協力供与という「日韓方式」を堅持している。この報告ではその「日韓方式」について、史料に即して考察する。



日本政府は会談当初から韓国併合が「合法」であったことを前提として、在朝日本人財産への請求権を主張することで韓国側の請求権との相互放棄を図ろうとしていた。日本側は韓国から在朝日本人財産を取り立てることができないと考えてもいた。これについて、米國務省はサンフランシスコ講和条約第 4 条 b の解釈として、日本の請求権を認めないとする見解を示した。しかし、日本側は韓国側に請求権の相互放棄を要求し続ける一方で、朝鮮に由来する文化財を韓国側に「贈与する」案を検討した。このような日本側の姿勢が 1953 年 10 月の「久保田発言」の背景となった。

日韓会談が再開し、1960 年代に請求権交渉が進展するが、韓国側の請求権についての具体的な討議期間はわずか 7 ヶ月であった。しかも、請求権に代わる経済協力について、大蔵省内で説得する論理が韓国の安全を守るという「安保論理」であった。そして、日本側は韓国側の要求額とのすり合わせに終始して、請求権交渉をまとめた。すなわち、「日韓方式」は請求権の内容を踏まえたものではなく、植民地責任とも無縁のものであった。そうであるならば、「村山談話」などの公式見解にもかかわらず、「日韓方式」を堅持する現在の日本政府は自らの植民地責任を否定しているといわざるをえない。

日韓会談と韓国文化財の返還問題

長澤裕子

日韓会談において韓国文化財の返還問題は、中断した本会談の再開時や、日本人拿捕漁

民の釈放時に交換条件として浮上するなど、すぐれて「政治性」の強い議題であった。しかし、資料の制約や日本政府が韓国文化財の返還を推進しなかった現状から、本議題は重視されてこなかった。従来、本議題については、日本政府や国民が、韓国文化財の返還問題



題に消極的・回避的で、歴史認識が欠如していると指摘されてきた。先行研究においても、韓国文化財の問題は、一九五七年大晦日の「オーラル・ステートメント」を機に、文化財小委員会で具体的な返還交渉が始まるまで、ほぼ論じられなかったとされてきた。

しかし、開示資料から明らかになったのは、会談の開催と同時に、両国が最大争点の請求権委員会の枠組みの中で、韓国文化財の返還問題を積極的に討議した事実である。日本政府は、会談初期にはすでに「早期

に韓国文化財のうち国有財産を譲渡する」と決定していた。日本側は外務省を中心に、文部省等、各省間で連携し、「一九一〇年以降、日本に搬入した物で国有文化財」をその対象とすると決めていた。文化財小委員会で韓国文化財の返還問題を討議する前から、日本側は「私有文化財」や「植民地統治期以前の文化財」は、その交渉の範囲外に設定していた。

日本側が、韓国文化財を請求権問題から分離することを前提に、文化財小委員会の設立に同意したのは、文化財問題から植民統治問題を切り離すためであった。日本側が、小委員会で韓国文化財の搬入をめぐる不法性判断の討議を繰り返し拒否した根拠はそこにあった。そして、これは日本側の「韓国は日本からの分離地域」、「分離地域に樹立されていた権力（朝鮮総督府）は、一応は平和的なもの」という主張にも通じていた。一九六五年国交正常化と同時に締結された「文化財協定」の内容にも、これが反映され、韓国側との合意過程では、協定文から政府の遂行責任をうたう文句が削除された。外務省が、文化財保護委員会の反対意見に「同意した」根拠も、こうした解釈に基づいていたと思われる。

報告（要旨）

在日朝鮮人の法的地位 第一次日韓会談における国籍・在留権交渉

鄭栄桓

日韓会談は在日朝鮮人の法的地位をめぐる交渉から始まった。在日朝鮮人の法的地位とりわけ国籍と在留権をめぐる問題は、単なる技術な法整備のレベルにとどまらず、日本の朝鮮支配についての認識と直接に結びつくものである。在日朝鮮人の国籍の問題は、併合条約の合法性についての評価抜きには議論しえないからである。この報告では、以上の関心から、第一次会談（1951.10-1952.4）における在日朝鮮人の国籍と在留権をめぐる交

渉に関して、1) 在日朝鮮人の「日本国籍喪失」と2) 在日朝鮮人の在留権と「戦後入国者」の問題に着目して検討した。

日本敗戦／朝鮮解放後、在日本朝鮮人連盟（朝連）をはじめ、在日朝鮮人諸団体はいずれも自らが「日本臣民」ではなく、「解放民族」あるいは「独立国民」であることを日本政府に認めさせようとした。日韓交渉が近づくと、在日本大韓民国居留民団（民団）内では、在日朝鮮人は外国人であり、また、韓国併合は不法行為であるため、過去においても朝鮮人が「日本国籍」を保有したことはなく、よって在日朝鮮人が日本／朝鮮のいずれかの国籍を選択しようという「国籍選択」論は成り立たないとの批判も現れた。他方、朝連・民団のいずれも在日朝鮮人が形成された歴史的背景を鑑みて、日本政府が恣意的な送還により朝鮮人の居住権を侵害しないこと、なかでもとりわけ不安定な地位に置かれた日本敗戦以後の朝鮮から日本への渡航者の居住権を保障するよう求めた。



1951年10月に日韓会談が始まると、日本政府は、1)韓国併合は合法であり講和条約発効と同時に在日朝鮮人は日本国籍を「離脱」する、2)在日朝鮮人は出入国管理令（入管令）の適用対象となる、との立場を表明する。一方、韓国政府は1)朝鮮人はポツダム宣言受諾と同時に日本国籍を「離脱」した、2)ポツダム宣言受諾以前からの在留者については入管令の適用対象から除外すること、を主張した。両者の見解は一見対立しているものの、実は解放直後に在日朝鮮人諸団体の主張した1)韓国併合不法＝日本国籍不存在、2)戦後渡日者の居住権保障のいずれも韓国政府は取り上げず、会談開始の段階で日本政府側の提示した枠内で議論を進めてしまっていることがわかる。特に「日本国籍」の存在をめぐる論点は、後に重要な論点となる韓国併合条約の合法性と密接に関わるものであるが、韓国政府は少なくとも第一次会談の時点ではこの問題にそれほどこだわる様子を見せていない。

むしろ国籍処遇小委員会の第十七回会合での「韓国には日本の朝鮮統治時代の革命分子がおり、かれ等は「日韓併合条約は無効であり、われわれは日本国籍を取得した記憶はない」と主張している。この「日本国籍を喪失云々」は徒らにかれ等を刺激するに過ぎないので実害があると思う」との韓国側代表の発言からも伺えるように、韓国併合＝日本国籍不存在との主張を韓国政府もまた厄介なものと考えていた可能性すらある。

結果、国籍問題と在留権問題のいずれをとっても、第一次日韓会談は、解放直後の在日朝鮮人諸団体が提起した論点よりも大幅に後退したレベルで妥結するに至った。一般に第一次会談は日韓双方が非妥協的・原則的な主張のみを繰返したとされることが多いが、こゝに在日朝鮮人の法的地位に関する限り、少なくとも韓国政府が「原則論」を展開した形跡は無く、そうした捉え方は妥当ではないといえる。

外交文書公開の歴史的経緯と日韓会談文書公開の意義

瀬畑 源



本報告では、日韓会談文書公開運動を外交文書公開の歴史の中に位置づけ、あらためてその意義を考え直してみたいと思います。

外交文書の公開は第一次世界大戦後に盛んになります。ソ連による帝政ロシア時代の秘密外交文書の暴露や、敗戦国ドイツによる外交資料集の公刊などが行われ、英仏など各国も対抗して外交文書を公開し、自らの政策の正当性を国民にアピールするようになりました。日本はこの潮流に乗り遅れましたが、1936年から

外交資料集『大日本外交文書』を公刊し、外交文書の公開を始めました。しかし、戦争によって中断します。

敗戦後、GHQによる文書接收や米国議会図書館による主要外交文書のマイクロ撮影が行われたため、戦前の外交文書は隠す意味が無くなり、次々と一般公開されていきました。また『日本外交文書』の刊行が再開され、この際に、外交文書の公開は「国民外交」「民主的外交」のためと説明されました。

1976年からは戦後外交記録の公開制度が始まりますが、「国益」と「公開性」のバランスを取って文書が公開される方針が取られました。しかしこのバランスは、外務省の恣意的な判断によって「国益のための不開示」へと振れやすく、「民主的外交」のためという本来の理念が希薄化していきました。

2001年に情報公開法が施行され、民間からの「民主的外交」のための情報開示を求める動きが活発化しました。日韓会談文書公開運動や日米密約文書公開運動もこの動きの一つにあたります。そして、これらの動きを受けて、岡田克也外相による日米密約文書の調査や外交記録公開制度の改革が行われました。

2011年4月から公文書管理法が施行され、公文書は「国民共有の知的資源」と位置づけられました。しかし一方で、歴史的な文書であっても、外交の不利益になる情報の不開示を、事実上外務省のみの判断で決められるようになっており、今後公開される文書がどの程度増えていくのかに注意を払う必要があると思われます。

6・26シンポ決算（8月2日現在）

収入	参加費	33500円（1000円×33人 500円×1人）
	賛同金	157000円（1団体 53個人）
	資料のみ	500円

合計 191000円

支出	会場代	7600円（午前午後使用料・マイク代×2本）
	宣伝費	29110円（320通発送25600円、ちらし印刷紙766円、封筒474円、印刷機使用料1020円 すりまし紙代1250円）
	資料印刷費	398円（紙代）
	講師謝礼	40000円（藤永、長澤、鄭、瀬畑）
	講師昼食代	3820円
	交通費	7780円（長澤氏）
	記録代	13776円（ICレコーダ10800円 ビデオテープ2976円）
	振込手数料	4720円
	資料郵送費	3840円（48通×80円）
	その他雑費	15722円（水574円 紙コップ148円 懇親会補填15000円）

合計 126766円

191000 - 126766 = **残金64234円**（会計に繰り入れ）

賛同人一覧（公表可の方のみ、敬称略、順不同）

魚住昭三 鋤野保雄 山田昭次 藤井直美 當内健利 山口啓二 大久保和子 石川逸子
 松本千賀子 在日韓国民主統一連合 寺尾光身 桐畑米蔵 田中直伸 張界満 佐武三代
 子 左近明子 黒土盛元 八木浩一 冠木克彦 古野恭代 佐藤信義 田中正敬 山本八
 生 岡崎洋子 金哲秀 本田都南夫 伊藤清 兼崎暉 金子マーティン 前山邦雄 高橋
 信 加瀬秀雄 長澤裕子 古川雅基 小田切督剛 新山一男 豆多敏紀 山田恵子 新居
 弥生 伊藤栄 佐野幸子 田原桂子 島田広 正木峯夫 塩沢美代子

「東アジア歴史・人権・平和宣言」発表大会 —植民地主義克服のためのダーバン宣言から10年—

日時：10月2日（日）午後1時～（開場 12時30分）

場所：明治大学駿河台キャンパス・リバティタワー1001教室

シンポジウム「植民地主義を超えて—平和・連帯の東アジアをつくるために」

パネリスト 阿部浩己さん（神奈川大学教員）「国際法の暴力を超えて」

徐勝さん（立命館大学教員）「東アジアにおける脱植民地主義」

金東椿さん（韓国・聖公会大学教員）「過去事清算と日本に問われる課題」

他

主催：「東アジア歴史・人権・平和宣言」実行委員会／現代史研究会

連絡先 矢野（090-2466-5184） 野平（090-6015-6820）

編集後記

★昨年8月の菅首相談話で公約した朝鮮王朝儀軌を返還する「日韓図書協定」が昨年11月14日に調印され、今年5月27日に国会での批准手続きが完了した。菅政権は「日韓条約で解決済み」との立場は変えていないが、のべ13時間を費やして「未解決」問題を国会で正面から議論したことの意義は大きい。

★6月29日、韓国国会で「対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」改正案が通過し、慰霊事業や日帝強制動員被害者と関連した文化・学術事業および調査・研究事業を目的とした「財団」への支援を韓国政府が行えるようになった。包括的解決のための基金設立の足がかりになることが期待される。

★7月21日の韓国元軍人軍属の靖国神社合祀取消を求めたノー！ハプサ訴訟の判決は、植民地支配の歴史を一切無視し、原告の請求をすべて棄却した不当判決だった。特に生還しながら「戦死者」として合祀されている金希鍾（キム・ヒジョン）さんに対して、「受忍の範囲」と我慢を強いた。反省しない戦後処理の姿勢がここでも貫徹されている。戦後処理の根本的な転換なしにアジアの信頼は得られない。

◇ 発 行 ◇

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田修 田中宏 吉澤文寿

E-mail：nikkanbunsho@yahoo.co.jp

郵便振替口座 /00820-7-102287

加入者名：日韓会談文書・全面公開を求める会